

Q2 「借入状況等申告書」の記入にあたって、注意することは何ですか？

A2 当共済組合では、当共済組合からの借入れ（これから申込みを行うものも含む。）に加え、一般財団法人広島県教育職員互助組合や銀行等の、すべての金融機関からの借入れに係る年間返済額の合計額が、申込人の給料月額の4.8倍を超えない場合に限り、貸付けを行うこととしています。「借入状況等申告書」は、このことを証明するために提出していただくものです。

したがって、「借入状況等申告書」には、申込みの際の（予定を含む）借入金及び年間返済額を、正確に記入してください。

記入にあたっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

- ① 「＜当共済組合の借入状況＞」欄には、これから申込みを行う貸付けを含めて記入してください。

〔記入例：新規に住宅貸付けを申し込む場合〕

＜当共済組合の借入状況＞

(単位：円)

貸付種別	区 分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中	11,778	
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中	16,264	96,849
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中		
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合 計		(A) 28,042	(B) 96,849

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

- ② 「<当共済組合以外の借入状況>」欄には、銀行等の金融機関も含めたすべての借入金及び年間返済額を記入してください。

【記入例】

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
広島県教育職員 互助組合	新規借入	年 月 日		
	既借入	〇〇年 4月19日	2,000,000	260,748
〇〇銀行	新規借入	〇〇年〇月〇日	10,000,000	487,932
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(c) 748,680

- ③ 「<償還限度額の算出>」欄において、借入金の年間返済額を計算し、給料月額(D)の4.8倍を超えないことを確認してください。

【記入例】

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8
336,504	193,698	748,680	1,278,882		1,801,440

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。